

ID: 88

担当部署: 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	保育料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町保育所条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成10年条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (保育料)</p> <p>第6条 保育所に入所する児童(法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた児童を除く。)の保護者は、保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)で定める額を限度として、保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、規則で定める。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日